

「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議する決議」

本年2月24日、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは、国連憲章に違反し、国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり断じて許すことのできない侵略である。

既に先制攻撃等により子供を含む多数の民間人が死傷し、ウクライナの人々の命が奪われ、避難を余儀なくされる憂慮すべき事態であり、断じて容認できるものではない。

また、ミサイルや空爆などによって多くの都市が壊滅状態になり、ウクライナに拠点を置く日本企業をはじめ多くの現地在留邦人の生命も危ぶまれている。

このような武力を背景にした一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根底を揺るがすもので看過できない。

新島村議会はロシアに対し、ウクライナへの侵攻、軍事行動を直ちに中止することを強く求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でロシア軍のウクライナからの即時撤退を求めるよう要請する。

また、我が国は唯一の被爆国として、絶対に核兵器の使用を許すことは出来ない。

以上、決議する。

令和4年3月23日

東京都新島村議会